

TAO税理士法人  
夏のセミナー

日時：平成29年7月20日(木) 16:00~18:00

会場：藤沢商工会館ミナパーク303号室

事前  
予約制

参加費  
無料!

お申し込み・お問い合わせ

TAO税理士法人 担当：ミスミ

※お申し込み後、受講票を郵送いたします。3日前までに受講票が郵送されない場合は0466-25-6008までご連絡下さい。

電話から 0466-25-6008

FAXから 0466-25-6968

下記事項をご記入の上、  
FAXをお送り下さい

メールで tao@tao.or.jp

貴社について	貴社名			
	部署 お役職		ご参加者名	様
	所在地	〒		
ご同行者が いらっしゃる場合は ご記入ください。		様	様	様
		様	様	様
受講票送付先 <small>※貴社以外への受講票の 発送を希望される方のみ ご記入お願い致します。</small>	〒			
電話番号	<input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 会社 <input type="checkbox"/> 自宅			
メールアドレス	@			
現在お困りのことが ありましたら ご記入ください				

※ご記入頂いた情報につきましては、各種サービスのご案内・ご提供のためにのみ利用し、厳重に保管・管理及び廃棄いたします。

↓ TAO税理士法人  FAX. 0466-25-6968 ↓

# TAO税理士法人 夏のセミナー

平成29年7月20日(木) 16:00~18:00 開催

参加費  
無料!

- ・ 税務調査で当局が必ず見るポイントは？
- ・ 税務調査対策として書面添付制度は有効か？
- ・ 労働基準法改正で何が変わる？
- ・ 経営者として見過ごせない残業時間の管理、その対応は？

一部  
16:00~

## 「当局が行う税務調査対応について」

～税務当局の組織と役割、税務手続きの変遷、税務調査の実態～

【講師】税理士 野原武夫 氏

### プロフィール

昭和 49 年札幌国税局採用後、同 50 年渋谷税務署配属。以来、東京国税局管内において調査官、調査審理課主査として、数多くの税務調査事案に携わる。平成 14 年野原武夫税理士事務所開業後は税務相談や書籍執筆を中心に活躍している。TAO税理士法人顧問。



二部  
17:00~

## 「どうなる？労基法改正『残業720時間』ショック！」

～そうか、君はもう残りはないのか...～

【講師】社会保険労務士 阿部毅 氏(横浜賃金労務管理オフィス所長)

### プロフィール

平成 17 年社会保険労務士登録開業。現在、横浜市において職員 15 名で神奈川県内中小企業を中心に労務顧問として就業規則の作成や賃金制度の構築等、様々な労務管理のサポートに携わる。就業規則作成の実績は 100 社以上。また経営セミナー講師としても活躍している。



## セミナー開催概要

日 時	平成29年7月20日(木) 16:00~18:00 (15:30受付開始)
場 所	藤沢商工会館ミナパーク303号室
ア ク セ ス	JR東海道線藤沢駅北口から徒歩3分
参 加 費	無料
定 員	50名
申 込 方 法	お電話・メール・FAX・WEBサイトよりお申し込みください。(※事前予約制)

セミナーのお申込みは裏面をご覧ください→

**TAO** 税理士法人 

神奈川県藤沢市鶴沼石上 1-1-15 藤沢リラビル4F  
TEL:0466-25-6008 FAX:0466-25-6968  
MAIL:tao@tao.or.jp

<http://www.tao.or.jp>

TAO 税理士法人

検索 

